

## 平成25年度第3回我孫子市農業振興協議会 会議概要報告

1. 会議名称： 我孫子市農業振興協議会
2. 開催日時： 平成25年10月21日（月）午後1時30分から
3. 開催場所： 我孫子市役所 議事堂第1委員会室

出席委員 (15名)	高田委員、齋藤委員、須藤委員、染谷委員、成島委員、森委員、 鈴木委員、秋田委員、三宅委員、松岡委員、白澤委員、大炊委員、 中野委員、大井委員、小林委員
事務局 (9名)	徳本農政課長、増田農政課主幹、岩田農政課長補佐、中場主査長、 大井主査長、遠藤主査、隈主事、須田主事
オブザー バー	千葉県東葛飾農業事務所 阿部次長

### 4. 議 事

#### (1) 協議事項

協議第1号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直し  
について

協議第2号 農業振興地域整備計画の管理要領の整備について

#### (2) 報告事項

報告第1号 あびこエコ農業推進基本計画の進捗状況について

報告第2号 手賀沼沿い農地活用計画の進捗状況について

#### (3) その他

### 5. 公開・非公開： 公 開

### 6. 傍聴人及び発言者： 傍聴人 1名

### 7. 会議に配布した資料

#### ①会議次第

②「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」見直し  
スケジュール（予定）

③農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）

④農業振興地域整備計画の管理要領（素案）

⑤平成26年度有機栽培等農家支援事業補助金（予定）の要望量  
調査について（依頼）

⑥有機栽培等農家支援事業補助金実績（平成21～25年度）

⑦（仮称）手賀沼沿い農地活用補助金制度（素案）

### 8. 会議の概要

#### (1) 開会

#### (2) 会長挨拶

#### (3) 議事

#### (4) その他

#### (5) 閉会

## 開会前

○事務局（大井主査長） — 配付資料について確認 —

午後1時30分 開 会

## ○鈴木会長

只今から平成25年度第3回我孫子市農業振興協議会を開会いたします。

皆さん、こんにちは。第3回我孫子市農業振興協議会ということでご参加いただきまして誠にありがとうございます。御礼申し上げます。季節の移り変わりは早いということがございますけれども、我々農業者としては、今年の夏から秋にかけて、大変な暑さで特に稲刈り時期は大変苦勞されたと思います。しかしながら、米の方は大変作が良くて我々農協といたしましても、一等米比率は95%を超えたとも私も報告を受けております。これも生産者が一生懸命管理した結果だろうと思いますし、消費者の皆さんにも我孫子の米のおいしさを十分味わってもらい、学校給食においても生徒さんにいいお米を提供できると大変喜んでいただいております。

さて、10月になりまして、台風が毎週のように接近しております。特に台風26号においてはテレビ、新聞等で報道されているように伊豆大島の山崩れにおいて、死者、行方不明者、大変な犠牲者が出たということでご冥福をお祈りしたいと思っておりますけれども、千葉県においては、農業関係の報告では露地野菜のかん水、あるいはビニールの倒壊等によりまして、9億7千万という数字が私のところに挙がっております。我孫子市においても手賀沼の水位が3メートルを超えたという聞いています。行政の方も大変ご苦勞されておりますけれども、地震で液状化された都や、若松地区、久寺家、柴崎で私の中では250件相当と思っておりましたが、床上、床下合わせると500件を超えたということで大変な被害が出ております。自然災害ということですので、何十年に一度は起こるんだろうと思います。市内において、床上・床下浸水等はいつ起こるかわかりません。27号、28号同じ進路を辿ると言われていますが、自助、共助、公助、やはり災害は自分から身を守ることが大事だと思います。今後とも十分気をつけていただきたいと思います。

そして、環太平洋経済連携協定、通称TPPについては我々農協としては代表でございますので、聖域5品目を守るということで政府には請願書を提出し、守るということで自由民主党から回答をいただいておりますけれども、今のやはり農業としては聖域を守るということは基本中の基本であります。オーストラリアは平均約1千ヘクタール、アメリカでは平均約100ヘクタール、世界と競争をして本当に勝てるのだろうかとお話しさせていただいておりますが、関税撤廃について賛成の人が50%を超えているという数字が出ております。関税をどのように維持していくか大きな課題だろうと思っております。すでに後継者問題は大きな問題であります。そして不耕作地です。特に畑作の場合は毎年のように増えてきております。畑作は手間や労力がかかるということ、特に担い手が少なくなれば、畑作の方が疎かになるというのが現状であります。幸い、水稻の方は大型機械が導入されております

ので、地域によっては隣の人が作ってくれるだとか、いろいろ対策を練って何とか維持しておりますが、基本的に農業をやって経営が一人立ちできるような体制を作っていかなければならないだろうと思います。みなさんのご意見を聞きながら、審議会をスムーズに進めさせていただきたいと思います。限られた時間でございますけれども、ご協力をお願い申し上げながら、ごあいさつに代えさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。協議事項①の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しについて事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局（遠藤主査）

—「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しについて説明—  
以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

#### ○鈴木会長

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

#### ○小林委員

2ページについて教えていただきたいことがあります。2ページには4番のところで我孫子市農業の展開方向の中で推進するということですので、私としてはぜひ進めていただきたいというのが結論ですが、しかしながら（1）から（4）を読ませていただきますと、非常に難しいものがあるのではないかと思います。

例えば（1）に農業体験という言葉があります。この農業体験というのはやはり年齢、性別であったり、継続性の難しさが出てくると思います。また、（2）を見ますと集落、地域という言葉があります。昔からの住民、もしくは新しく我孫子市に引っ越しして居住している新住民ですとかいろいろな人、考え方があると思います。（3）で言いますと都市住民との協働という言葉がありますが、生産者と消費者の協働の厳しさがあると思います。生産する人、消費する人の違いからやはり難しさがあるのかなと思います。（4）では新規就農という言葉があります。新規就農につきましては土地、機械、知識、経験こういうものを考えたときに進めるにあたって難しいと感じる部分があると思うんです。

そこでお聞きしたいのが、これを進めるにあたっていつ頃、どんな形でという方向性を教えていただきたいと思います。

#### ○事務局（徳本課長）

小林委員が言われたように、農業をめぐる情勢は非常に厳しいものがあるという現実はしっかりと踏まえておかないといけないと思っています。ただ、その厳しい状況の中で農業全般として右肩下がりで遊休農地は増え、農業者の所得はなかなか増えない中で後継者不足、いろいろな問題が出てきています。これは我孫子市に限らず、多くの地域で課題に直面している訳ですが、我孫子市としてそれでいいのかというところで、改めてやはり農業振興策をきちんと構築していかなければならないという考えから、平成24年の3月に農業振興基本条例を制定しまして、我孫子市は厳しい情勢の中でもしっかりと農業振興を図っていくという決意を基本条例の

中に示しました。その中で小林委員がおっしゃられた困難な面があるということをご前提としながらも、農業を大切な市民の財産として、位置付け、認識して市ぐるみで農業振興に取り組んでいくことを宣言しました。新住民との旧住民との問題、摩擦もあるし、協働といったなかなか難しい部分もあります。それを重々承知した上で、意識して進めていきたいと思いますということなのです。

例えば、農業体験についても継続していくことは難しい、市民農園はもとより農家が開設する体験農園を普及、活用していきます。農家と消費者の方が交流する場として「あびこん」等様々な機会を作り、学校給食等もそういう役割を果たしていくというように一つ一つ取り組んでいけるような、方法を考えているところです。また、市民の皆さんと農家の協働、新住民と旧住民の関係についても、しっかりと取り組んで関係を構築していきたいと思っております。

新規就農者の対策については新規に就農したからすぐに農業にしっかりと地に足をつけて稼げるということではありませんから、丁寧にサポートをしながら、借りる土地もそうですし、機械等の装備もサポートし育てていきたい。実際に耕作放棄地も増えていますが、耕作放棄地を活用していただいて非常に大きな担い手になっているわけですから、しっかりと育てていきたい。

総合的な考え方、展開方法として2ページで示していますので、今後10年の中で、毎年度で予算措置を講じていきますけれども、しっかりと取り組んでいくことが基本的な考え方となります。

#### ○鈴木会長

三宅委員、お願いします。

#### ○三宅委員

先程ご説明いただいた話から解しますに、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」というのは従来の我孫子市として制定したものについて、それが県の方針が変わって、労働時間だとか農業所得目標が変わって、改定するのでしょうか。それに合わせて構想を改定することになったのでしょうか。今回の作業はそういった背景があり、起こったのでしょうか。

それとも、我孫子市独自に状況をご覧になってお考えになったのか、現在あるような数字では合わなくなり、変える必要があったからでしょうか。そういった事情があれば、教えていただきたい。

#### ○事務局（徳本課長）

基本的には両方あると思っています。まずきっかけとしては、県が基本方針を変更した場合には、それに則したものに各市町村の基本構想を変えなければならないので、県下一斉にこの作業が行われているという認識でございます。

元々の法律は農業経営基盤の強化の促進に関する法律があり、それに基づき国の方針に基づいて各都道府県は基本方針を作るとというのが義務づけられていて、その中で市町村は地域の農業の担い手となる認定農業者を認定する仕事や農地の流動化、担い手に集積する事業を進めていく場合は基本構想を定めて、それに乗っ取っ

て事業展開をしていかなければならないという決まりになっているので、我孫子市では認定農業者を育て、農地流動化を促進する考えでいますので、基本構想を定めていくということで、その間これを運用しています。現在の我孫子市の農業の現状として、面積的に捉えていたものや実際の取り組まれていた品目ですとか、この際調整をしておきたいということもありましたし、併せて年間の農業所得目標や労働時間の目標が600万円だとか1,900時間というのは、厳しい目標であったという認識でありましたので、県が目標を昨今の事情を踏まえて下げたりして調整をしたということを受けて、我孫子市もこのタイミングで調整を図っておく必要があると認識しました。

#### ○鈴木会長

三宅委員、さらにありますか。

#### ○三宅委員

我孫子市農政課の立場で例えば、今回改定された具体的な営農類型の数字についてこれからの目標になると思いますが、我孫子市の現状として今、我孫子の農家でそれぞれの営農類型に合わせて、すでにそれに達している方、そうでない方、どれくらい現状分析して、現状がこの目標とかい離しているとか、これを基準においたら、現状がどういう位置で、これから何年先にこういう営農類型をどれくらいの数を作ろうというような事を農政課で考えている具体的なプランはあるのでしょうか。

#### ○事務局（徳本課長）

各農家で所得状況だとか毎年市に挙がってくる仕組みには成っていませんので、それを捕捉するのはなかなか難しい。実際にこの営農類型を基本パターンとして基本構想では定めることになってはいますが、これとは違ったパターンで取り組まれている農家の方も多々いらっしゃいます。目標を超えている方もたぶんいらっしゃるというように思います。年間600万円を超えている方でも認定農業者の認定を受けずに頑張っている方もいます。何件かあの方はそうだろうと思う方について認識はしています。

ここでは基本的に認定農業者の制度にリンクさせて、営農類型を基に今後550万円、1,800～2,000時間の労働時間を基本的な目標数字に設定して、達成していく農家を増やしていきたい。ちなみに認定農業者36経営体がこの基本構想を基にしてこれを目指すということですが、36経営体の中ですでにこれを超えていらっしゃる方もいれば、実際に目指すという方もいます。これをベースに担い手を育てていくという考えになります。

#### ○鈴木会長

三宅委員、さらにありますか。

#### ○三宅委員

ありがとうございました。そういう意味では、私なりに一つのお願いというか、要望を申し上げたいと思います。一般論ですが、計画や目標というのは、まずスタ

ートは現実、現状があって、それをベースにして、将来の計画、目標値を定めると  
思います。そういう意味では当たり前のことですが、計画目標値と現実の対比とい  
うことは常に重要なことじゃないかと思います。そうでないと一体計画が進捗して  
いるのか、していないのかわからない。今農政課長がおっしゃられたように、この  
K類型に述べられている、それぞれの示された要素、数値、そういう現実のデータ  
がなかなか手に入らないとおっしゃるのはその通りだろうと思います。

大変制約を受ける立場であろうとは思いますが、農政課の立場としては計  
画に対して現実がどう進んでいるのかと対比を心掛けられて、進捗状況を把握なさ  
る、新しい施策をお考えになる姿勢は非常に大切だと思いますので、ぜひそういう  
精神でやっていただければありがたいと思います。

もう1つささいな事ですが、先程ご説明いただいた3ページの一番上のアンダーラ  
インがひいてあるところで支援しますという言葉がありますが、これまで「～である  
調」でしたので、何か意味があるのかなと思いました。

#### ○事務局（徳本課長）

特に意味はありませんので、整理いたします。

#### ○鈴木会長

白澤委員、お願いします。

#### ○白澤委員

2ページの我孫子市農業の展開方向の中の4項（1）後段の部分で「都市と農村  
の交流や観光と連携した農業の6次産業化の促進などにより、農村の活性化を図  
る。」とあります。

今から半年ほど遡りますが、週刊ダイヤモンド4月13日号の特集で「実は強い  
ぞ！日本の農業」というものがありました。少し読ませていただきますが、この中  
で6次産業化を謳っていますが、日本の農業の未来は3つのあり方があります。①  
規模の経済が発揮できる大規模農業、②6次産業化の体験サービスを提供する付加  
価値型農業、③半農、半X、Xのようなライフスタイル農業、「この3つのカテゴ  
リーをそれぞれ伸ばせば、日本の農業は再生し、トータルで10兆円産業になり得  
る。日本の田舎には放棄された農業資源の宝の山がある」と掲載記事がありました。

その中で特に②の6次産業はこれから単なる生産だけではなくて、それに対して、  
製造、販売、それに消費者と絡むことになります。挙げていただいた原案の中で、  
農政課で現段階で考えているものがありましたら、お聞かせいただければと思いま  
す。

#### ○事務局（徳本課長）

6次産業化の考え方は国も打ち上げられていて、いろんな取組を進めていくとい  
うことで仕掛けをされていくと思っています。我孫子市も基本的な考え方は農業振  
興基本条例にも6次産業化の取組も支援していくことを位置付けさせていただい  
ていて、具体的な施策としても補助事業の市単独の制度ですけれども、直売をやっ  
たり、加工をやったり、そういった取組をされる方には1件50万円だとか補助金

を使っていたかということ、農家に呼びかけをしています。県の方でも県単の補助金も活用されると思いますけれども、いろんな仕掛けもしていきたくらうなと思っていますので、連動した形で6次産業化に取り組む方を支援していきたいと思っています。

ただ、テレビや雑誌等に出されるような事例が我孫子市ですぐに出てくるのか、意味があるのかということ、なかなか難しいと思っています。それなりに取り組むとしたら、かなりの設備投資も必要ですし、補助金が仮にいくらあったとしてもリスクを背負うわけですから、そうした取組を一気に進める方も出てくるかもしれませんが、地道に地産地消の事業を推進していく中で芽を育てていく、外向けでもチャレンジしていきたいという方がいれば、研修会、勉強会、視察だとかも仕掛けながら、一緒に考えて、そうした取組をサポートしていくような丁寧な取り組みをしていきたいと思っています。

#### ○鈴木会長

小林委員、お願いします。

#### ○小林委員

三宅委員からもお話がありましたが、8ページを見ていただきたいと思います。営農類型のところでは稲がありますが、算定根拠の6で「一時間当たりの雇用労賃」が1,100円とあります。私はこれを見たときに賃金センサスか何かで持ってきたのかと思いました。お話を聞いていたら、県の指導や共働的な話があって、こういう形になったことは理解できましたが、本当にこの金額はどうか、自分に問われたときに私は安いような感じがするんです。やはりこういうものは、時代と共に変わるでしょうし、また、喜んで働く人がいたり、適正な金額というのは絶えず見直しをする必要があるんだろうと思います。そういう意味でこれからも注目していただきたいということが1点です。

それからこれに関係して40ページの(1)農作業の受託に伴う労賃との関係はどうなっているのか教えていただきたいと思います。

あともう1点教えていただきたいと思います。農業事務所とか、あるいは我孫子市農業再生協議会という言葉が今回入ったように思います。本来ならばもっと早く入ってもいいのかなと個人的には考えてみたのですが、今になってこういう言葉が入る背景、理由は何かあるのでしょうか。

#### ○事務局(徳本課長)

40ページのカ、「農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点から見た適正な農作業受託料金の基準の設定」について、これは市の方で設定しておりません。認定農業者協議会の皆さんにご確認いただいている標準的な作業単価があります。それを農家の皆さんから相談があったり、実際に作業のやりとりがされるときにはそれを示して、参考にしてもらっています。あとは農地の状況で、もぐりやすい農地、やりづらい農地、問題なく手間がかからない農地であるとか、いろんな状況がありますから、それによって相対で決めてもらっています。それは毎年認定農業者

協議会の総会のときにこの基準で継続していいかどうか、確認させていただいていますので、また年明けあたりの総会のときには確認していきたいと思います。

必要でしたら資料はお示しできますので、こういう実態になっていますということは確認していただければと思います。

○事務局（遠藤主査）

もう1点のご質問について、お答えいたします。これは元々関係機関として入っておりまして、名称が変更されております。農業事務所は農林振興センターという名称でした。名称を修正いたしました。あと我孫子市農業再生協議会についても、元々ある協議会で水田農業推進協議会という協議会名でした。現在は我孫子市農業再生協議会という名称に変更しておりますので、こちらについても修正いたしました。

○鈴木会長

他に意見やご質問等はありませんか。

「なし」という声あり。

○鈴木会長

それでは協議事項の1点目「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しについては、質疑を打ち切ります。

2点目の農業振興地域整備計画の管理要領の整備について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（徳本課長）

—農業振興地域整備計画の管理要領の整備について説明—

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○三宅委員

農政課長に説明いただいた管理要領の位置付けについて、アンケート集計表県下31市の結果がでています。管理要領が仮に我孫子市にできるとすると、この表の項目でいうと、農振計画変更手続きにかかる取扱い要領等に相当するのでしょうか。

○事務局（徳本課長）

基本的にはそのように考えています。何をもって農振計画変更の取扱い要領かと難しい部分がありますが、内規的に定めて運用されているところもあるかもしれないし、個別にやっつけるところもあるかもしれない。本市としてはこの要領を公開できるものにして作っていきたいと思います。

○鈴木会長

三宅委員、さらにありますか。

○三宅委員

ありがとうございます。この31市のアンケート結果を見る限り、我孫子市を含めて平成20年の時点ではこういう要領はどこも公にできるようなものは持っていなかったことになっています。事実としては先程、農政課長がご説明されたように我孫子市としてこういうものが必要だと、その背景には事件が起こった。それは

養豚場をめぐる一連のトラブルがあったために整備しなければならないということで市として新たに作ろうという話になったのは、非常に結構なことだとは思いますが、同じような状況はそれこそ千葉県下の都市近郊では結構あるのではないかとと思いますが、どこも作っていないということでしょうか。

#### ○事務局（徳本課長）

そのように問題意識を持って、アンケート調査を実施しました。実態は要領までは定めていないという回答でした。個別に聞くと、個々に対応するというものでした。悩ましく思っているということはよくある話だとは聞いています。調整をどうするのかというところで、実際に個別判断になっていくので、ルールとして決めておくのは難しいということだと思っています。

ホームページで取扱い要領を書いているのも、そういうような視点で作っているようなものはどこも見当たりませんでした。通常取扱い要領として作っているのも、農振計画を変更したいという申し出があったときにはこの様式に基づいて、協議書を出させて、審査をして、審査機関を設けているところもなかなか見当たらなかったのですが、通常のありきたりの書き方をしています。様式を定めるような要領が多かったと認識しています。

#### ○鈴木会長

三宅委員、さらにありますか。

#### ○三宅委員

ありがとうございます。今度、農振計画変更の管理要領ができるということはいわば千葉県下でも初めての事例になると思います。内容的にはきちんと公表した形で公平に運用できることは非常に好ましいことだと思います。紛争解決手続のような理解したのですが、そういうようなものがないことがおかしいと思いますが、そこで今農政課長を説明された管理要領の素案を作る中で余計なことかもしれませんが、我孫子市の経験として養豚場をめぐるトラブルがあり、それではいけない、何とかしようということで対案として一番苦労して盛り込まれた部分はありますか。

#### ○事務局（徳本課長）

基本は農振法の運用でやらなければなりません。農振法の規定には触れないようにしなければならないので、我孫子市としてどこまで自主的な考え方で運用しているかというところだと思っています。

出発点は養豚場の問題があったわけですが、議会でのやりとりも踏まえますと、我孫子市では周辺環境の問題等は重要な認識をして、もし、養豚場だとか、臭気を発するような施設を計画しようとするときには一筋縄ではいかないような審査がされて、ただ単に形式的に農業振興協議会で「農業用施設ですか、では大丈夫ですよ」とならないような対外的な発信というか、我孫子市はそういうような運用をしているということを発信できるような中身で最終的にはまとめて、実際に発信していきたいと思っています。細かな部分で苦労した部分はないのですが、意識とし

て作りこんでいこうと思っています。

#### ○鈴木会長

小林委員、お願いします。

#### ○小林委員

只今、農政課長から農振計画の除外、変更、修正等の事務処理案の説明がありました。結論的には客観性や公平性を考えれば、当然必要だと思います。聞いていて思ったことがあります。それは何かと言いますと、行政処分をすれば場合によっては、行政不服審査法に基づき異議申し立てがされるとと思います。そのときにそのまま最悪のことを考えた事務処理案（案）ですから、作らなければならないと思います。これから正式に検討するということから、さらに具体的に他市との関係、特に本案の特徴について、機会がありましたら具体的なことを教えていただきたいと思っています。

#### ○事務局（徳本課長）

他市との調整はあまり考えていません。ただ小林委員がおっしゃったように、法的な問題でこじれることがないようにしておかなければならないと思います。

お手元に資料で31市のアンケート調査結果に「農業振興地域整備計画の事務取扱要領（抄）平成25年4月版」の写しをつけています。19ページの中段のところに「行政計画の策定及び変更の性質について、これが行政処分に該当するのかどうかは、各計画の内容に応じて個別に検討すべき問題であり、一義的な答えが導き出されているわけではない。一般的には、単なる指針を示すにすぎない計画、あるいは、たとえ一定の法効果をもたらす計画であっても、それが一般的抽象義務を課しているにとどまるような場合には、処分性を認めないのがこれまでの判例の傾向であると言うことができる。」とあります。これはどういうことかということ、農振計画は市が定める計画であるが、計画で定めている農用地利用計画というのは厳しい土地利用規制の中身を持つ内容になります。いろいろな議論がありますが、それを踏まえてこういう書き方を県はしています。

(2) のところで、「ここで問題になるのは、農振法上に規定された諸計画の策定及び変更の行政処分該当性である。このうち、基本指針及び基本方針並びに整備計画のうちマスタープラン部分は具体的な議論の対象となることは想定し難いのに対し、農用地利用計画については、そこに含まれる土地は地権者にとって農用地以外の利用が制限されるなどの一定の効果をもたらすことになるため、慎重な検討が必要になってくる。農用地利用計画の策定及び変更に関する判例は、処分性を認めているものと認めていないものとに分かれている。これに関して農林水産省の解釈では、「農用地利用計画は、私人に直接法律上の効果を生ぜしめるものではなく、その決定は行政不服審査法の対象と内ならないと解される」とし、行政処分性を否定しており、県としてもその解釈を踏襲しているところである。」というようにあります。

ですから、我孫子市も法律の専門的な面から解釈するのは難しいんですけども、

基本的に国、県と同じ考えをとるといっているように思っています。行政処分として認めないと、行政不服審査法の対象とならないと考えておりますけれども、小林委員がおっしゃったように懸念されるのは、例えば協議書が出されて、農用地区域から除外してもらいたい、農業用施設用地にしてもらいたいと挙がってきたときに、それはだめですよ、我孫子市としては除外の計画変更はしませんよと決定をしたときに、それは不満だということで、場合によっては訴訟を起こすこともあり得るだろうなと思います。どんなケースであろうが、考えておかなければならないと思います。それはその時の争いになるのかもしれませんが、国、県の現在の考え方を踏まえた上で我孫子市としても基本姿勢を持っておきながら、場合によっては、ということも含みながら要領をつくりこんでいきたいと思っています。

#### ○鈴木会長

小林委員、さらにありますか。

#### ○小林委員

説明を受けましたけれども、ここに書いているのと私の考え方は違って、疑問に思います。これを作るときには、やはり慎重に専門家の意見を聞かれた方が良いのではないのでしょうか。私が申請する立場であるならば、はい、そうですかとはならないと思います。相手の立場に立って、行政は考える必要があると思いますので、慎重にさせていただきたいと思っています。

#### ○事務局（徳本課長）

この制度上は申請権を認めていません。農地法の事務だとすると、農地転用許可ですと、申請権を認めていて、その申請が挙がってきたものに対して、許可する、許可しないで明確ですが、農振計画は計画行為なので、市がその計画を変更するか変更しないか等の裁量権は市にあり、それを申請によって対応していく法的な仕組みにはなっていません。

都市計画の市街化区域に入れたり、外したりというときは1件、1件申請権を認めているのかというと、そういうことではありません。計画行為の中でどこまでが運用として実際にやるのが適当なのか、我孫子市に限らず、他の市町村でも農振農用地を除外しようとするときには何らかの意思表示を計画者にさせて、申出書、計画書等を出させて、それが適当だと認められれば、除外する手続きをする、場合によってはしない、そのような運用をしてくれていると思います。

我孫子市も同じ要領でやるが、運用にあたっては慎重に中身の審査をして、審査をした上で、いろんところでチェックを受けて、我孫子市がもっている総合計画や関連計画等々の整合性を図りながら、その計画変更が適当かどうか見極めていく。我孫子市は慎重な運用がされるということを内外にきちんと示したもので整理をしていきたいと思っています。

#### ○鈴木会長

他に意見やご質問等はありませんか。

「なし」という声あり。

## ○鈴木会長

それでは、協議事項の2点目農業振興地域整備計画の管理要領の整備については、質疑を打ち切ります。

続いて、(2) 報告事項①のあびこエコ農業推進基本計画の進捗状況について事務局から説明をお願いします。

## ○事務局（中場主査長）

—あびこエコ農業推進基本計画の進捗状況について説明—

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

## ○大炊委員

只今、ちばエコ認証の推移について説明がありまして、平成23年度が一番ピークであって、平成24年度にがくっと下がったという説明の見方ですが、農政課の方は東日本大震災の影響ではないかとおっしゃいましたが、農家サイドから考えてみますと、平成23年度に頑張っただけでちばエコをとったものの、実際苦労してやった割には効果がなかったというところから、翌年、そんなに苦労しなくても結果的に同じであるならば、という判断も農家側からすればあると思います。

平成25年度に増えてきたというのは、今回農政課さんからのサポートがあったから、じゃあ頑張ってみようという動きになったと思います。それを継続させるためには今後とも農政課さんのサポートと、それから消費者の方へのちばエコの野菜と水稻を一般市民の方へ、理解を進めてもらいたいということが本当のところだと思います。

## ○鈴木会長

ちばエコをとったんだけれども、直売所で通常100円で売っているところをエコ認証をとったから130円で売らなうよと、ところが、実際にはその数字は出てきませんよと農家側からのご意見だと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

## ○事務局（中場主査長）

今年については、農政課からお声かけをして農家さんの方もそれに答えていただいて、このように数字が伸びてきたことは本当にありがたく思っております。補助金の方が確かにやってもやらなくても頭打ちの補助金であったのに対し、今回はやっていた面積に応じてということなので、そのことについて説明会でお話して、取り組んでいただければ、いただいだけ補助につながりますよと、丁寧に説明させていただきたいと思ひます。

## ○事務局（徳本課長）

気持ちとしては重々わかっただけ、農家さんにちばエコやろうよと話をしても、価格に反映できないだとか、消費者の方にも素直にそれが高くたって選んでくれと、そういう状況にないと直売所でも言われるし、直売所ではない他の農家でも言われるし、それは重々わかっています。

市民の皆さん、消費者の皆さんに積極的にアピールをして、農家さんが頑張っただけ

いることに対しては市民も商業者も応援していきましょう、我孫子の農業を元気にしていきましょうと、それは運動だと思っています。消費者運動、地域運動等そうしたところののっけていく取組をぜひ仕掛けていきたいと思ひます。

先日、我孫子市消費者の会の会合にもお邪魔させていただいて、ぜひ応援をお願いしますという趣旨を説明しました。商工会理事会にもお邪魔をして一緒に農業振興を図っていくために例えば、地産地消を推進するお店の取組だとかそんなことでもいいし、一緒に事業を進めていきたいと提起をさせていただきました。12月の広報でも大きめの紙面を割いて、エコ農業をPRしていく考えもありますので、積極的にやりながら、農業者の方も頑張ってやりがいがあるような仕組みを作りたいと思ひます。

**○鈴木会長**

松岡委員、お願いします。

**○松岡委員**

先日、農政課長に消費者の会に来ていただきまして、皆さんにお話ししていただきました。皆さんに宣伝していただきたいということをお話しされていまして。ですから、広報に出していただくことは大変有効な方法だと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

**○鈴木会長**

他に意見やご質問等はありませんか。

「なし」という声あり。

**○鈴木会長**

それでは、報告事項の1点目あびこエコ農業推進基本計画の進捗状況については、質疑を打ち切ります。

続いて、2点目の手賀沼沿い農地活用計画の進捗状況について事務局から説明をお願いします。

**○事務局（大井主査長）**

—手賀沼沿い農地活用計画の進捗状況について説明—

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

**○鈴木会長**

意見やご質問等はありませんか。

「なし」という声あり。

それでは、報告事項の2点目手賀沼沿い農地活用計画の進捗状況については、質疑を打ち切ります。

続いて、我孫子市審議会等の会議の公開に関する規定第7条により傍聴人の方からの発言の機会を設けておりますので、発言の希望がありましたら挙手をお願いします。3分以内でお願いします。

**○傍聴人**

今日傍聴させていただいて、気が付いた点があります。まず一つはかなり立派な

資料で、本当に大丈夫かなと思うのが正直なところです。資料を完璧なものにするには、先程三宅委員が言われました、計画立案、実施、確認、修正、要するにPDCAのサイクルを必ず実施し、より確実なものにしてもらいたい。まず現状把握からやっていかなければいけない。なぜ私がこのように言うのかと言いますと、基本的に私は農業振興をすることは大賛成で、緑豊かな田園都市を保ってもらいたいという気持ちがあります。

先日、企業立地策定委員会を傍聴させていただいて、感じましたのは、高齢化が我孫子市は進んでいて、それに対する社会保障費の財源、それから雇用の確保、それから考えますと企業立地というのも、別によそのものではなく、我孫子市の農業と同じ深刻な問題である。もし仮に企業立地といったものになったときに実際の農業の実態について正確なものをつかんでいないと、両方とも共倒れになってしまう。そういう危惧が私にはあります。これは財源となる非常に大事なものですから、ここにお集まりの方も社会保障費を充てにしている方も私も含めて、いると思います。ぜひそのあたりの現状把握の実施、確認、チェック、確実にやっていただきたいと思っています。

#### ○鈴木会長

ありがとうございました。ご意見として受けさせていただきます。

続いて(3)その他であびこ型地産地消推進協議会の資料について、事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局(中場主査長)

今パンフレットをお配りさせていただきました。パンフレットの下の方にあびこ型地産地消協議会とあります。我孫子市もこの協議会の会員であります。協議会と共に我孫子の地産地消を進めていこうと考えています。この協議会は今年で10年の節目を終えて11年目になります。11年目に入って、過去10年の検証をして今後10年、どのようにより良くしていくかということで今検討しています。さらに協議会で地産地消を進めていくということで考えております。

#### ○白澤委員

農政課さんをお願いしまして、当協議会のリーフレットをお配りさせていただきました。あびこ型地産地消推進協議会は事務局の中場主査長からもありましたとおり、当方は我孫子市における安全・安心で新鮮な農産物、地産地消を推進するため、農家さん、消費者さん、市民の方、我孫子市、JA東葛ふたばさんと連携、協働して豊かで住みよいまち、農あるまちづくりを迫及した活動を行っております。10月末時点で会員は200名を超えました。

我々の仕事としまして、主たる業務は高齢化社会になっている農家さんの少しでもお役に立てればということで援農ボランティア制度を行っております。21農家のところでお手伝いに上がっております。

それから、今農家さんの生産物をなるべく普及していただくように地元の農家さんと消費者さんの顔をつなぐということで例えば、つくし野まつり、天王台まつり、

かっぱまつり、そういうときには地元の農家さんに出品していただいて、消費者さんにご利用していただくとか、学校給食の問題、それから今進めているお子さん方にもなるべく地元の農産物の新しいものを食べていただくということで「採って食べよう」ということで夏場はとうもろこし、枝豆、これからであれば里芋だとか、実際に夏場のとうもろこしではお子さん方に喜んでいただきました。地元の農産物を消費していただく中で生産者、加工者、消費者が一体となるということで6月にはカレー関係のコックさんに来ていただいて料理教室、今月にはフランス料理のコックさんに地元の野菜を使った料理教室を実施します。広報の10月16日号に出していただきましたところ、当日に参加者20名を超えました。これから来月の農業まつりの方も市役所さん、共進会さんとの絡みの中でサポートしていただいてやっております。皆さま方にご理解いただいて、農家さんと市役所さんとの力を借りながら、陰でお力になれたらと思っております。

#### ○鈴木会長

あびこ型地産地消推進協議会の副会長である三宅委員、お願いします。

#### ○三宅委員

協議会は10年活動をやってまいりました。その中で援農ボランティアを中心に活動を広げておりますが、やはり10年も経ちますと内部的にはいろいろな問題があります。

したがって、それをみんなで知恵を出して、議論をしてこれからの方向をどのように持っていかうか、リフレッシュのための議論を今進行しております。特にこの審議会、協議会の議論に関わるわけですが、我孫子市が先般策定されたあびこエコ農産物認証制度、これをこれから10年計画のもとで動かしていこうという大きな課題がありますので、これを私どもあびこ型地産地消協議会どう取り込んで消化をして支援をするような形ができるか、これからの一つ楽しみではありますが、私共なりにささやかですが、努力をしていきたいと思っておりますので、皆さま方も協議会に対しまして、ご理解とご支援をよろしくお願いします。

#### ○鈴木会長

我々農家も生産だけではなくて、消費者と一体となって、安心・安全をモットーにした農産物を作っていかなければならないと思っております。逆に言えば消費者の皆さんにもご理解いただきたいと思っております。ぜひ双方ともお互いに手を取り合って、少しでも前に進めるようにお願いしたいと思っております。

松岡委員、お願いします。

#### ○松岡委員

前に地産地消に関わっていたことがありまして、直売所にはよく買いにいきました。ですけれども、我孫子市も高齢化社会になって、女性の方が直売所で大根を1本買っても重たくて持って帰れない。白菜にしても重たくて持って帰れない。

車がある方は結構ですが、そういうことを配慮していただいて、箱に入れて定期的に配達してくれるだとか、あびバスが停まるだとか、配達手段、交通手段を考え

ていただいたらと思います。みなさんエコ農産物を欲しいのは山々でしょうから、買いやすく、値段ではなくて持ち運びができるようなことも1つの方法だと思しますので、よろしく願いいたします。

○鈴木会長

他にありませんか。

ーなしの声ありー

以上をもちまして平成25年度第3回我孫子市農業振興協議会を閉会いたします。ご苦労様でした。

午後3時38分 散会